# 会 議 録

会 議 名	東松山市学校給食運営委員会					
開催日時	令和7年2月6日(木)		開会	午後 4 時 00 分		
			閉 会	午後 4 時 30 分		
開催場所	松山市民活動センター 2階 大会議室					
	1 開会					
	2 挨拶					
	3 議事					
	(1)令和7年度学校給食運営委員の選定について					
会議次第	(2)令和7年度学校給食実施計画(案)について					
	(3)令和7年度学校給食用物資納入業者の選定について					
	(4)学校給食調理業務等の委託について					
	4 その他					
	5 閉会					
公開・非公開の別	公 開 傍 聴		(者数	1名		
非公開の理由						
(非公開の場合)						
	委員長 梶野義明	出	委 員	櫻 本 里 佳 欠		
	副委員長 栗 原 瑞 穂	出	委 員	吉原香穂莉 出		
	委員野口高志	出	委 員	張 虹 出		
	委員 松 崎 努	欠	委 員	鈴木のぞみ 出		
委員出欠状況	委 員 柴 口 弘 子	出	委 員	山 田 香 織 出		
	委員関口千鶴	出	委 員	福田千賀雄 出		
	委員小柳悠記子	欠	委 員	河 野 喜 男 出		
	委 員 小熊亜希子	出	委 員	岩崎文之欠		
	委 員 寺田陽子	出	委 員	荒 井 和 子 出		
	学校教育部部長 高荷 和良		教育総務課長 橋本 光能			
事務局	学校給食センター所長 須澤 理		栄養教諭 田村 はるみ			
	栄養教諭 佐藤 舞実		学校給食センター主任 大塚 勝仁			

	次	第	顛	 末
1	開	会	須澤所長	
2	<del>                                    </del>		○ 根野	こついては、東松山市審議会等のにより会議録の確認及び署名を することになっています。 がよいかお諮りします。 します。事務局に確認しますが、いますか。 いますか。 してください。 原希望があった傍聴人 1 名は

#### 3 議

校給食運営委員 の選定について

(1) 令和7年度学 | ○事務局:大塚主任

(議事(1)について説明 (資料 2 ページ~4 ページ))

○議長

議事(1)について、ご意見・ご質問等ありますか。

○議長

それでは、異議がないようですので承認することとします。次 の議事の説明を事務局からお願いします。

校給食実施計画 (案) について

(2) 令和7年度学 | ○事務局:大塚主任

(議事(2)について説明(資料5ページ))

○議長

議事(2)について、ご意見・ご質問等ありますか。

○議長

それでは、異議がないようですので承認することとします。次 の議事の説明を事務局からお願いします。

校給食用物資納 入業者の選定に ○議長 ついて

(3) 令和7年度学 | ○事務局:大塚主任

(議事(3)について説明 (資料 6 ページ~7 ページ))

議事(3)について、ご意見・ご質問等ありますか。

○野口委員

業者の選定の数について、令和6年度と比較して増減はあるの でしょうか。

○事務局:大塚主任

去年から業者は3者減り、増えた業者はありません。

○野口委員

業者が減ったとのことですが、追加の募集の方策はあります か。

○事務局:大塚主任

2年に1度の定期募集とは別に、市のホームページ上で案内を 掲載し、納入業者の登録を随時募集しています。また、減少した 業者は、学校給食の業務から撤退等した業者であり、大きな影響 はないと考えております。

#### ○福田委員

登録業者について、県外・県内など要領で所在地の決まりがあ るのでしょうか。

○事務局:大塚主任

納入業者の登録について所在地の決まりはありません。ただ し、物資の購入に関する要領の中では市内業者を優先する内容が 規定されています。

○議長

議事(3)について、ほかにご意見・ご質問等ありますか。

○議長

それでは、異議がないようですので承認することとします。次 の議事の説明を事務局からお願いします。

# (4) 学校給食調理業務等の委託について

(4) 学校給食調理 | ○事務局:大塚主任

(議事(4)について説明(資料8ページ))

○議長

議事(4)について、ご意見・ご質問等ありますか。

○福田委員

プロポーザル方式を用いて委託業者を選定するとのことです が、申し込みがなかった場合はどのように考えていますか。

○事務局:須澤所長

申し込みがなかった場合は延期となります。

## ○議長

他に質問などないようでしたら、本日の全ての議事を終了とさせていただきます。

#### ○事務局:橋本課長

4 その他

牛乳アレルギー等に係る学校給食費の減額等に伴う学校の対応につきまして、減額を適用するためには学校給食飲用牛乳停止届と併せて管理指導票又は医師の診断書を、毎年度提出する必要があることとしておりました。しかし、保護者の費用負担に鑑みて、停止届を初回提出するときと中学校に進学する年度のみ診断書の提出を求める運用へと見直しましたので、報告いたします。

## ○寺田委員

アレルギーがなくても毎日牛乳を残す児童・生徒がいますが、 そのような場合にも減額が適用されるような検討はされていま すか。

○事務局:橋本課長

アレルギーと乳糖不耐症以外の理由で飲まない児童・生徒に対 する減額の適用は、現時点では考えておりません。

○吉原委員

牛乳を飲めない児童・生徒に対して、その栄養の代替となるも のの提供を検討はされていますか。

○事務局:須澤所長現状、検討しておりません。

○河野委員

毎日決まった児童・生徒が牛乳を残す旨の話がありました。学 校側は、牛乳を残していることについて、その児童・生徒の保護 者に伝えていますか。

○寺田委員

担任によっては面談等で話す場合があるかもしれませんが、基本的には伝えていません。

# 5 閉 会

高荷部長

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和7年2月19日 署名委員 <u>関口 千鶴</u>